

7. 事業所税

事業所税は、市内の事業所等において事業を行う法人または個人に課税される税金で、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等(事務所、店舗、工場など)において事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間(法人にあっては事業年度、個人にあってはその年の1月1日から12月31日までの期間)の末日現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額
税額の算出方法 および 税 率	事業所床面積(㎡) × 600円(税率)	従業者給与総額(円) × 0.25%(税率)
免 税 点	市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下であるときは課税されません。	市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下であるときは課税されません。
納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納めることになっています。	
申告納付期限	法人………事業年度終了の日から2か月以内 個人………翌年の3月15日まで	

申告先 〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号(博多区役所9階)
財政局法人税務課 TEL:292-2486

非課税・課税標準の特例

●非課税

公共性が高く都市機能上必要とされる施設、また、農林漁業・中小企業・福利厚生・環境公害関係施設などで一定のものは、非課税になります。

●課税標準の特例

非課税とされた都市施設以外の都市施設や協同組合などで一定のものは、課税標準の特例により事業所税が軽減されます。

申告と納税

インターネットを利用した電子申告・電子納税がご利用いただけます。(P81をご覧ください。)
電子申告・電子納税の手続きの詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX

検索

申告書等、事業所税関係書類については、福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市 申請書ダウンロードサービス

検索